

改正

平成22年 3 月30日規則第20号

平成31年 3 月11日規則第 5 号

下呂市景観条例施行規則

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 景観計画（第 2 条）

第 3 章 景観推進地区協議会（第 3 条―第 7 条）

第 4 章 景観推進地区計画（第 8 条―第12条）

第 5 章 景観推進協定（第13条―第17条）

第 6 章 行為の届出（第18条―第20条）

第 7 章 景観重要建造物・景観重要樹木（第21条―第32条）

第 8 章 下呂市景観アドバイザー（第33条―第37条）

第 9 章 下呂市景観審議会（第38条―第42条）

第10章 下呂市景観アドバイザー及び下呂市景観審議会の庶務（第43条）

第11章 雑則（第44条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び下呂市景観条例（平成19年下呂市条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 景観計画

（景観計画の案の公告）

第 2 条 条例第 7 条第 2 項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- （1） 景観計画の案の名称
- （2） 景観計画の案の概要
- （3） 景観計画の案の縦覧場所及び縦覧期間

第3章 景観推進地区協議会

(協議会の設置の要件)

第3条 条例第10条第1項の規定による景観推進地区協議会（以下、この章において「協議会」という。）の設置の要件は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 協議会の活動の目的及び内容が景観計画に定める良好な景観の形成に関する方針に合致するものであること。
- (2) 協議会の活動区域について、その区域内の自治会等の同意を得ていること。

(協議会の認定申請)

第4条 協議会の設置の認定を受けようとする者（以下、この章において「申請者」という。）は、景観推進地区協議会認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(協議会の認定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、第3条の規定による設置の要件に照らして認定の適否を決定し、景観推進地区協議会認定・不認定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(協議会の変更・解除届)

第6条 前条の認定を受けた協議会は、当該協議会の規約等を変更しようとするとき又は当該協議会を解除しようとするときは、景観推進地区協議会変更・解除届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(協議会の変更・解除認定)

第7条 市長は、前条の変更の届出があったときは、第3条の規定による設置の要件に照らして認定の変更の適否を決定し、景観推進地区協議会変更認定・不認定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

- 2 市長は、前条の解除の届出があったとき、又は協議会が第3条に規定する設置の要件のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、景観推進地区協議会認定解除通知書（様式第5号）により通知するものとする。

第4章 景観推進地区計画

(地区計画の内容)

第8条 条例第11条第1項及び第2項の規定により策定する景観推進地区計画（以下、この章において「地区計画」という。）の内容は、次に掲げるとおりとする。

ア 地区計画の名称

- イ 地区計画の目的
- ウ 地区計画の区域
- エ 景観の形成に必要な土地・建築物・工作物等に関する基準
- オ 景観の形成及び保全に必要な事業計画
- カ 地区計画に違反する行為があった場合の措置
- キ 地区計画の更新、変更又は解除の手続き

(地区計画の認定申請)

第9条 地区計画の認定を受けようとする者（以下、この章において「申請者」という。）は、景観推進地区計画認定申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(地区計画の認定)

第10条 市長は、前条の申請があったときは、景観計画に照らして認定の適否を決定し、景観推進地区計画認定・不認定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

(地区計画の変更・解除届)

第11条 前条の認定を受けた地区計画を変更しようとするとき又は解除しようとするときは、景観推進地区計画変更・解除届出書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(地区計画の変更・解除認定)

第12条 市長は、前条の変更の届出があったときは、景観計画に照らして認定の変更の適否を決定し、景観推進地区計画変更認定・不認定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

2 市長は、前条の解除の届出があったとき、又は地区計画が景観計画に適合しなくなったと認めるときは、景観推進地区計画認定解除通知書（様式第10号）により通知するものとする。

第5章 景観推進協定

(協定の内容)

第13条 条例第12条第1項の規定により締結する景観推進協定（以下、この章において「協定」という。）の内容は、次に掲げるとおりとする。

- ア 協定の名称
- イ 協定の目的
- ウ 協定の区域
- エ 景観の形成に必要な土地・建築物・工作物等に関する基準
- オ 協定を締結した者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）と協定締結者の代表者名

カ 5年以上の有効期限

キ 協定に違反する行為があった場合の措置

ク 協定の更新、変更又は解除の手続き

(協定の認定申請)

第14条 協定の認定を受けようとする者（以下、この章において「申請者」という。）は、景観推進協定認定申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(協定の認定)

第15条 市長は、前条の申請があったときは、地区計画に照らして認定の適否を決定し、景観推進協定認定・不認定通知書（様式第12号）により申請者に通知するものとする。

(協定の変更・解除届)

第16条 前条の認定を受けた協定を変更しようとするとき又は解除しようとするときは、景観推進協定変更・解除届出書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

(協定の認定の変更・解除認定)

第17条 市長は、前条の変更の届出があったときは、地区計画に照らして認定の変更の適否を決定し、景観推進協定変更認定・不認定通知書（様式第14号）により通知するものとする。

2 市長は、前条の解除の届出があったとき、又は協定が地区計画に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、景観推進協定認定解除通知書（様式第15号）により、届出者に通知するものとする。

第6章 行為の届出

(行為の届出)

第18条 条例第14条の規定による届出をしようとする者（以下「届出者」という。）は、別表の行為の欄に掲げる区分に応じて、行為の届出書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

(行為の適合通知)

第19条 市長は、前条の届出があったときは、届出の内容を景観計画に照らして適否を決定し、行為の届出適合・不適合通知書（様式第17号）により、届出者に通知するものとする。

(行為の変更及び廃止)

第20条 前条の適合通知を受けた届出者は、届出を変更しようとするとき又は廃止しようとするときは、行為の変更・廃止届出書（様式第18号）を市長に提出しなければならない。

第7章 景観重要建造物・景観重要樹木

(所有者等の同意)

第21条 条例第19条第1項の規定による同意は、景観重要建造物・景観重要樹木指定同意書（様式第19号）により行うものとする。

（景観重要建造物・景観重要樹木の指定の通知）

第22条 条例第19条第1項の規定により景観重要建造物及び景観重要樹木を指定したときは、景観重要建造物・景観重要樹木指定通知書（様式第20号）により所有者等に通知するものとする。

（景観重要建造物の指定の告示）

第23条 条例第19条第2項の規定による景観重要建造物の指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- （1） 指定番号及び指定の年月日
- （2） 景観重要建造物の名称及び所在地
- （3） 指定の理由となった外観の特徴
- （4） 法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲

（景観重要樹木の指定の告示）

第24条 条例第19条第2項の規定による景観重要樹木の指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- （1） 指定番号及び指定の年月日
- （2） 景観重要樹木の樹種及び所在地
- （3） 指定の理由となった樹容の特徴

（景観重要建造物の管理の方法の基準）

第25条 条例第21条第3号に規定する規則で定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

- （1） 景観重要建造物が滅失し、又は毀損するおそれがあると認めるときは、直ちに、市長と協議して、当該景観重要建造物の滅失又は毀損を防ぐ措置を講ずること。
- （2） 景観重要建造物を損傷するおそれのある樹木は、市長と協議して伐採等を行うこと。

（景観重要樹木の管理の方法の基準）

第26条 条例第21条の2第3号に規定する規則で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、景観重要樹木が滅失し、又は枯死するおそれがあると認めるときは、直ちに、市長と協議して、当該景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐための措置を講ずることとする。

（景観重要建造物・景観重要樹木の現状変更の許可の申請）

第27条 法第22条第1項又は法第31条第1項の規定による許可の申請は、景観重要建造物・景観重

要樹木現状変更許可申請書（様式第21号）により行うものとする。申請した内容を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、法第22条又は法第31条の規定に基づき許可又は不許可を決定し、許可したときは景観重要建造物・景観重要樹木現状変更許可通知書（様式第22号）を、不許可としたときは景観重要建造物・景観重要樹木現状変更不許可通知書（様式第23号）により、申請者に通知するものとする。

（景観重要建造物・景観重要樹木の指定の解除）

第28条 市長は、法第27条又は法第35条の規定に基づき、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の解除を行うことができる。

- 2 前項の規定により指定を解除したときは、景観重要建造物・景観重要樹木指定解除通知書（様式第24号）により通知するものとする。

（景観重要建造物の指定の解除の告示）

第29条 条例第19条第3項の規定による景観重要建造物の指定の解除の告示は、第23条各号に掲げる事項並びに指定の解除の理由及び解除の年月日とする。

（景観重要樹木の指定の解除の告示）

第30条 条例第19条第3項の規定による景観重要樹木の指定の解除の告示は、第24条各号に掲げる事項並びに指定の解除の理由及び解除の年月日とする。

（景観重要建造物・景観重要樹木の所有者の変更の届出）

第31条 法第43条の規定による届出は、景観重要建造物・景観重要樹木所有者変更届出書（様式第25号）により行うものとする。

（景観重要建造物・景観重要樹木の台帳）

第32条 法第44条の規定による台帳は、景観重要建造物・景観重要樹木台帳（様式第26号）によるものとする。

第8章 下呂市景観アドバイザー

（職務）

第33条 下呂市景観アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）は、次に掲げる事項に関し、良好な景観形成の見地から情報の提供及び専門的助言を行うものとする。

- （1） 公共施設の整備、改善等に関する事項
- （2） 行為の届出に関する事項
- （3） 景観推進地区協議会に関する事項

(4) 景観重要建造物、景観重要樹木に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める事項

(派遣)

第34条 市長は、良好な景観の形成に取り組む団体、事業者等からの要請に基づき、必要があると認めるときは、アドバイザーを派遣することができる。

2 アドバイザーの派遣を要請しようとするときは、下呂市景観アドバイザー派遣申請書（様式第27号）により、市長に申請しなければならない。

(守秘義務)

第35条 アドバイザーは、職務上知り得た情報及び内容を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(解職)

第36条 市長は、アドバイザーが次のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

(1) 辞職を申し出たとき。

(2) 職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えることができないと市長が認めるとき。

(報償費)

第37条 アドバイザーには、別に定める謝礼を支給する。

第9章 下呂市景観審議会

(会長及び副会長)

第38条 下呂市景観審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第39条 審議会の会議は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第40条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、会議を公開しないことを出席委員の過半数をもって決定したときは、この限りでない。

(1) 下呂市情報公開条例（平成16年下呂市条例第20号）第7条第1項各号に該当すると認められる情報を含む案件を審議する場合

(2) 会議を公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営に支障が生じると認められる案件を審議する場合

(秩序維持)

第41条 会長は、会場の広さその他合理的な理由があるときは、傍聴人の数を制限することができる。

2 会長は、傍聴人が議事の進行を妨げる等の行為をしたときは、その者に退去を命ずることができる。

(運営)

第42条 第29条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第10章 下呂市景観アドバイザー及び下呂市景観審議会の庶務

(庶務)

第43条 アドバイザー及び審議会の庶務は、建築担当課において処理する。

第11章 雑則

(その他)

第44条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第18条から第20条までの規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日規則第20号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月11日規則第5号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第18条関係）

行為の種類	届出が必要な行為	添付図書（図面規模）
建築物の建築等	①建築物の新築又は移転で、当該建築物の延べ床面積が1,000平方メートル以上又は高さが15メートル以上のもの（土地利用目的、利用形態及び物理的形狀が一体と認められる場合において、2以上の建築物が建築されるときにあつては、延べ床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの。）	1. 位置図（1／2500程度） * 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面 2. 現況写真 * 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真 3. 配置図（1／100程度） * 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面 4. 立面図（1／100程度） * 彩色が施された図面又は色見本を添付した図面で、主要部分の材料の種別がわかるもの 5. その他、市長が必要と認める図書
	①に規定する規模を超える建築物の増築（増築後において同号の規模を超えるものを含む。）で、当該行為に係る部分の延べ床面積が500平方メートル以上のもの又は高さが15メートル以上のもの	
	①に規定する規模の建築物の外観を変更することとなる改築又は色彩の変更で、その範囲が当該外観の2分の1以上のもの	
工作物の建設等	工作物の新設、増築、改築又は移転で、当該工作物の高さ（増築にあつては、増築後の高さ。）が15メートル以上のもの、又はこれら工作物の外観を変更することとなる改築又は色彩の変更でその範囲が当該外観の2分の1以上のもの	
そ の 他	良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがあると市長が認める行為	

景観推進地区協議会認定申請書

下 呂 市 長 様

申請者 住 所

氏 名 印

連絡先

*法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地

下呂市景観条例施行規則第 4 条の規定により、景観推進地区協議会を設置したいので、
関係書類を添えて認定申請します。

団体の名称	
活動の目的	
添付書類	☐規約 ☐役員及び構成員の氏名及び住所 ☐活動の対象となる区域を示す書類又は図面 ☐活動の対象となる区域内の自治会の同意書 ☐その他指定された書類

年 月 日

景観推進地区協議会認定・不認定通知書

様

下呂市長

印

年 月 日付けで認定申請のあった景観推進地区協議会については、下呂市
景観条例施行規則第5条の規定により、次のとおり 認定・不認定 したので通知します。

団体の名称	
認定の適否	適 否
不認定の理由	
認定年月日	年 月 日
認定番号	第 号

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

景観推進地区協議会変更・解除届出書

下 呂 市 長 様

届出者 住 所

氏 名 ㊞

連絡先

下呂市景観条例施行規則第6条の規定により、景観推進地区協議会について、次のとおり変更・解除したいので届出ます。

団体の名称		
認定年月日		年 月 日
認定番号		第 号
変更・解除理由		
変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

景観推進地区協議会変更認定・不認定通知書

様

下呂市長

印

年 月 日付けで届出のあった景観推進地区協議会の変更については、下呂市景観条例施行規則第7条の規定により、次のとおり 認定・不認定 したので通知します。

団体の名称	
認定の適否	適 否
不認定の理由	
認定年月日	年 月 日
認定番号	第 号

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

景観推進地区協議会認定解除通知書

様

下呂市長



下呂市景観条例施行規則第7条の規定により、景観推進地区協議会の認定を解除したので、次のとおり通知します。

団体の名称	
認定年月日	年 月 日
認定番号	第 号
解除年月日	年 月 日
解除の理由	

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

景観推進地区計画認定申請書

下 呂 市 長 様

申請者 住 所

氏 名 ⑩

連絡先

下呂市景観条例施行規則第9条の規定により、景観推進地区計画を定めたいので関係書類を添えて認定申請します。

団体の名称	
地区計画の名称	
添付書類	☐ 地区計画書 ☐ 地区計画の対象となる区域を示す書類又は図面 ☐ その他指定された書類

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

景観推進地区計画認定・不認定通知書

様

下呂市長

印

年 月 日付けで認定申請のあった景観推進地区計画については、下呂市景観条例施行規則第 10 条の規定により、次のとおり 認定・不認定 したので通知します。

団体の名称	
地区計画の名称	
認定の適否	適 否
不認定の理由	
認定年月日	年 月 日
認定番号	第 号

様式第 8 号（第11条関係）

年 月 日

景観推進地区計画変更・解除届出書

下 呂 市 長 様

届出者 住 所

氏 名

㊞

連絡先

下呂市景観条例施行規則第 11 条の規定により、景観推進地区計画について次のとおり
変更・解除したいので届出ます。

団体の名称		
地区計画の名称		
認定年月日		年 月 日
認定番号		第 号
変更・解除理由		
変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	

様式第 9 号（第12条関係）

年 月 日

景観推進地区計画変更認定・不認定通知書

様

下呂市長

印

年 月 日付けで届出のあった景観推進地区計画の変更については、下呂市
景観条例施行規則第 12 条の規定により、次のとおり 認定・不認定 したので通知しま
す。

団体の名称	
地区計画の名称	
認定の適否	適 否
不認定の理由	
認定年月日	年 月 日
認定番号	第 号

様式第10号（第12条関係）

年 月 日

景観推進地区計画認定解除通知書

様

下呂市長



下呂市景観条例施行規則第 12 条の規定により、景観推進地区計画の認定を解除したので、次のとおり通知します。

団体の名称	
地区計画の名称	
認定年月日	年 月 日
認定番号	第 号
解除年月日	年 月 日
解除の理由	

年 月 日

景観推進協定認定申請書

下 呂 市 長 様

申請者 住 所

氏 名 ㊞

連絡先

下呂市景観条例施行規則第 14 条の規定により、景観推進協定の締結をしたいので、次のとおり関係書類を添えて認定申請します。

協定の名称	
協定締結者の代表者の氏名・住所	
添付書類	☐ 協定書 ☐ 協定の対象となる区域を示す書類又は図面 ☐ その他指定された書類

様式第12号（第15条関係）

年 月 日

景観推進協定認定・不認定通知書

様

下呂市長



年 月 日付けで認定申請のあった景観推進協定については、下呂市景観条例施行規則第 15 条の規定により、次のとおり 認定・不認定 したので通知します。

協定の名称	
協定締結者の代表者の氏名・住所	
認定の適否	適 否
不認定の理由	
認定年月日	年 月 日
認定番号	第 号

様式第13号（第16条関係）

年 月 日

景観推進協定変更・解除届出書

下 呂 市 長 様

届出者 住 所

氏 名 ㊞

連絡先

下呂市景観条例施行規則第 16 条の規定により、景観推進協定を変更・解除したいので、次のとおり関係書類を添えて届出ます。

協定の名称	
協定締結者の代表者の氏名・住所	
認定年月日	年 月 日
認定番号	第 号
変更・解除理由	
添付書類	☐ 協定の変更は変更後の協定書 ☐ 協定の変更が締結者全員の合意によることを証する書類 ☐ 協定の解除はその解除の理由書 ☐ 協定の解除が締結者全員過半数の合意によることを証する書類

年 月 日

景観推進協定変更認定・不認定通知書

様

下呂市長 印

年 月 日付けで届出のあった景観推進協定の変更については、下呂市景観条例
施行規則第 17 条の規定により、次のとおり 認定・不認定 したので通知します。

協定の名称	
協定締結者の代 表者の氏名・住所	
認定の適否	適 否
不認定の理由	
認定年月日	年 月 日
認定番号	第 号

年 月 日

景観推進協定認定解除通知書

様

下呂市長



下呂市景観条例施行規則第 17 条の規定により、景観推進協定の認定を解除したので、次のとおり通知します。

協定の名称	
協定締結者の代表者の氏名・住所	
認定年月日	年 月 日
認定番号	第 号
解除年月日	年 月 日
解除の理由	

年 月 日

行為の届出書

下 呂 市 長 様

届出者 住 所

氏 名 ㊞

連絡先

下呂市景観条例施行規則第 18 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届出ます。

行為の場所				
行為の内容	建築物	新築・移転	延べ床面積	m ²
			高さ	m
		増築	延べ床面積	m ²
			高さ	m
			増築後延べ床面積	m ²
			増築後高さ	m
	工作物	外観変更	延べ床面積	m ²
			高さ	m
			既存外観面積	m ²
			変更外観面積	m ²
行為の用途				
着手予定日	年 月 日			
完了予定日	年 月 日			
添付書類	1. 位置図 (1/2500 程度) 2. 現況写真 3. 配置図 (1/100 程度) 4. 立面図 (1/100 程度) 5. その他指定された図書			

様式第17号 (第19条関係)

年 月 日

行為の届出適合・不適合通知書

様

下呂市長

印

年 月 日付けで届出のあった、行為の届出については、下呂市景観条例施行規則第 19 条の規定により、 適合・不適合 と認めたので次のとおり通知します。

行為の場所	
行為の内容	
行為の用途	
景観計画への適合の適否	適 否
不適合の理由	

様式第18号（第20条関係）

年 月 日

行為の変更・廃止届出書

下 呂 市 長 様

届出者 住 所

氏 名 ㊞

連絡先

年 月 日付けで届出を行った行為の届出について、次のとおり変更・廃止
したいので、下呂市景観条例施行規則第 20 条の規定により届出ます。

行為の場所		
行為の用途		
変更・廃止理由		
変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	
添付書類 (変更の場合)		* 変更を行った図面及び図書

下呂市長様

連絡先

下呂市景観条例施行規則第 21 条の規定により、景観重要建造物
景観重要樹木として次の物件を

指定することについて同意します。

建築物又は樹木の名称	
建築物又は樹木の所在地	下呂市
建築物又は樹木の所有者	住所 氏名
権利形態	☐ 所有者 ☐ その他（ ）

年 月 日

景観重要建造物・景観重要樹木指定通知書

様

下呂市長

印

下呂市景観条例施行規則第22条の規定により、

景観重要建造物
景観重要樹木

に指定したので、

次のとおり通知します。

指定番号	〔 景観重要建造物 景観重要樹木 〕 第 号
指定の年月日	年 月 日
指定物件の名称	
指定物件の所在地	下呂市
指定物件の所有者	住所 氏名
指定の理由となった外観 又は樹容の特徴	
（景観重要建造物の場合） 景観法第 19 条第 1 項に規定する土 地その他の物件の範囲	

様式第21号（第27条関係）

年 月 日

景観重要建造物・景観重要樹木現状変更許可申請書

下 呂 市 長 様

申請者 住 所

氏 名 印

連絡先

〔景観重要建造物〕
〔景観重要樹木〕の現状変更の許可を受けたいので、下呂市景観条例施行規則第 27 条第

1 項の規定により、次のとおり申請します。

指定番号	〔景観重要建造物〕 〔景観重要樹木〕第 号	
指定の年月日	年 月 日	
指定物件の名称		
指定物件の所在地	下呂市	
指定物件の所有者	住所 氏名	
行為の場所		
行為の種類	建造物	☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 除却 ☐ 外観の変更
	樹 木	☐ 伐採 ☐ 移植

管理責任者	住所 氏名
(景観重要建造物の場合) 設計者	住所 氏名
施工者	住所 氏名
現状変更を必要とする 理由	
設計又は施工方法	
着手予定日	年 月 日
完了予定日	年 月 日

備考

- 1 申請書は、正副2通提出すること。
- 2 景観重要建造物については景観法施行規則第9条第2項に規定する書類を添付すること。
- 3 景観重要樹木については景観法施行規則第14条第2項に規定する書類を添付すること。

様式第22号（第27条関係）

年 月 日

景観重要建造物・景観重要樹木現状変更許可通知書

様

下呂市長

印

年 月 日付けで申請のあった〔景観重要建造物
景観重要樹木〕の現状変更については、下呂

市景観条例施行規則第 27 条第 2 項の規定により許可することに決定したので通知します。

指定番号	〔景観重要建造物 景観重要樹木〕 第 号
指定の年月日	年 月 日
指定物件の名称	
指定物件の所在地	下呂市
許可に係る現状変更 の内容	
付 記	

年 月 日

景観重要建造物・景観重要樹木現状変更不許可通知書

様

下呂市長

印

年 月 日付けで申請のあった〔景観重要建造物
景観重要樹木〕の現状変更については、下呂

市景観条例施行規則第 27 条第 2 項の規定により不許可とすることに決定したので通知します。

指定番号	〔 景観重要建造物 景観重要樹木 〕 第 号
指定の年月日	年 月 日
指定物件の名称	
指定物件の所在地	下呂市
不許可とした理由	

注意

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で実施機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、下呂市を被告として（訴訟において下呂市を代表する者は下呂市長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第24号（第28条関係）

年 月 日

景観重要建造物・景観重要樹木指定解除通知書

様

下呂市長

印

下呂市景観条例施行規則第28条第2項の規定により、

景観重要建造物
景観重要樹木

の指定を

解除したので、次のとおり通知します。

指定番号	〔 景観重要建造物 〕 〔 景観重要樹木 〕 第 号
指定の年月日	年 月 日
指定物件の名称	
指定物件の所在地	下呂市
指定物件の所有者	住所 氏名
指定解除の年月日	年 月 日
指定解除の理由	

注意

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で実施機関に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、下呂市を被告として（訴訟において下呂市を代表する者は下呂市長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

景観重要建造物・景観重要樹木所有者変更届出書

様

下呂市長 

下呂市景観条例施行規則第 31 条の規定により、

景観重要建造物
景観重要樹木

の所有者が変更

となりましたので、次のとおり届出ます。

指定番号		景観重要建造物 景観重要樹木 第 号
指定の年月日		年 月 日
指定物件の名称		
指定物件の所在地		下呂市
変 更 前	指定物件の所有者	住所 氏名
変 更 後	指定物件の所有者	住所 氏名

様式第26号（第32条関係）

景觀重要建造物・景觀重要樹木台帳

指定番号	景観重要建造物 景観重要樹木 第 号
指定の年月日	年 月 日
指定物件の名称	
指定物件の所在地	下呂市
指定物件の所有者	住所 氏名
指定の理由となった外観 又は樹容の特徴	
(景観重要建造物の場合) 景観法第 19 条第 1 項に規定する土 地その他の物件の範囲	

外觀写真

指定物件に関する行政手続きの履歴		
年 月 日	手続きの種類	手続きの概要

指定解除の年月日	年 月 日
指定解除の事由	

備考

- 1 台帳の記載事項に変更があったときは、速やかに訂正すること。
- 2 景観法第 19 条第 1 項に規定する土地その他の物件がある場合には、これらの範囲を表示する図面を併せて保管すること。

下呂市景観アドバイザー派遣申請書

下 呂 市 長 様

申請者 住 所

氏 名 印

連絡先

下呂市景観条例施行規則第 34 条の規定により、次のとおり下呂市景観アドバイザーの派遣を申請します。

派遣先団体名	
派遣希望内容	
派遣決定通知書	
* 派遣決定	適 否
* 派遣アドバイザー名	

* 印は記入しないこと。